

特記仕様書

業務名：公共土木施設災害復旧設計業務委託

業務番号：令和5年度 第214号

業務場所：高市郡明日香村大字稲渕 地内

業務期間：契約の翌日～令和6年3月25日

(適用)

第1条 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、奈良県県土マネジメント部「測量作業共通仕様書」「設計業務委託共通仕様書」及び、国土交通省公共測量作業規定及び同運用基準（以下、「共通仕様書等」という。）によるものとする。

本仕様書は共通仕様書を補足するものであり、特記仕様書、図面、及び共通仕様書の間に相違がある場合、受注者は監督職員に確認し指示を受けるものとする。

(目的)

第2条 本業務は、高市郡明日香村稲渕において発生した道路路肩の崩落個所について、道路の復旧工事に必要となる設計図書を作成するために、測量、地質調査、及び対策工の詳細設計を行うものである。

(作業内容)

第3条 本業務の内容は、以下のとおりとする。

(1) 測量業務

基準点測量 N=3点、現地測量 A=0.003 km²、路線測量 L=0.027km

(2) 地質調査業務

簡易動的コーン貫入試験 L=20m、解析等とりまとめ 一式

(3) 設計業務

補強土詳細設計 N=1箇所

(技術者資格の資格要検討)

第4条 管理技術者及び照査時術者は、次のいずれかの資格を有するものとする。

- ① 技術士（総合技術管理部門（建設一道路））
- ② 技術士（建設部門（道路））
- ③ RCCM（シビルコンサルティングマネージャー（道路部門））
- ④ 上記1または2と同等の能力と経験を有する技術者（国土交通省「建設コンサルタント登録規定」第3条一項ロにより認定された技術者

(打合せ協議)

第5条 本業務における打合せ回数は、業務着手時1回、中間3回、納品時1回の計5回行うものとする。その他発注者が必要と認めた場合、随時打合せを行うものとする。

(現場作業)

第6条 現場作業を実施する際には、以下の事項を順守すること。

- (1) 現地調査を実施する場合、必ず自己の身分証明書を携帯して業務に当たるものとする。
- (2) 身分証明書は、土地等の所有者、その他関係人等からの請求があったときは、これを提示するものとする。
- (3) 身分証明書の内容については、請負契約に基づく業務を行う物である事の証明として別に定める身分証明書に基づき、発注者が交付するものとする。
- (4) 身分証明書の発行対象者は原則として、主任技術者とする。ただし、作業班の編成等に関連して別途必要になる場合は、契約後速やかに、その適任者を届け出て交付を受けるものとする。
- (5) 請負者は業務が完了した場合又は契約が解除された時等、身分証明書が不要となった時は、遅滞なく発注者に返却するものとする。
- (6) 強制立ち入り等で関係法令に基づく身分証明書については別途とする。
- (7) 業務の実施に伴う植物の伐採、垣、柵等の除去又は、土地若しくは工作物の一時使用により生じる損失については請負者の負担とする。

(成果品)

第7条 成果品については、CD-Rに納めた電子データを2部(正・副)提出するとともに、製本版1部(報告書(簡易製本)1部、図面(A3縮小版)1部)を納品するものとする。

(その他)

第8条 その他の特記事項

- ・業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議すること。
- ・地質調査(簡易動的コーン貫入試験)の詳細位置は、監督職員に確認し決定すること。
- ・成果品納入後であっても成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正すること。